

2025年度用
公益財団法人 日本国際教育支援協会
学生向け保険のご案内

正課、学校行事、課外活動中等の事故

学研災 基本の補償

学研災は教育研究活動中、通学中^(*)、学校施設等相互間の移動中^(*)における、教育研究活動中の傷害に対する全国規模の統一的な補償制度です。

(*) 通学中等傷害危険担保特約(略称「通学特約」)をつけた場合に限りです。

詳細はP.4～P.5をご覧ください。

**学研賠 基本の損害賠償責任補償 [任意加入]**

学研災への加入を条件とし、正課、学校行事、課外活動として大学が認めた活動^(※1)およびその往復途中に限定し、他人にケガをさせたり他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償責任を補償する制度です。

(※1) クラブ活動は認めません。

詳細はP.6をご覧ください。

正課中等の事故に限定して補償する上記2つの制度では補償しきれない
日常生活の事故に備えるために

24時間補償 付帯学総 学研災とセットで 学生生活をフルサポート [任意加入]

「付帯学総」は「学研災」の補償範囲が正課中等に限られるため、上乗せで加入できる補償制度です。自転車事故の高額賠償や、自身のケガや病気等を、24時間、365日補償します。

大阪府を始め、兵庫県・京都府・滋賀県の自転車条例にも対応!



大阪府では、平成28年7月1日より自転車利用者は賠償責任保険への加入が義務化となりました。

団体割引
30%適用

付帯学総の特長

- 扶養者に万一のことがあった場合も、**卒業時までの授業料等を補償**
- 日常生活全般のケガのみならず**病気**による**通院**や入院にかかる自己負担分を**1日目から補償**
- **インターンシップやアルバイト中**など日常生活全般の**賠償事故**を補償
安心の示談交渉サービス^(※)付き (※) 被害者との示談交渉を保険会社が代行させていただくサービス(国内の事故に限りです。)
大阪府・兵庫県・京都府・滋賀県の自転車条例にも対応
- (一人暮らし学生向け) 下宿先の家主に対する賠償事故を補償

薬代も
補償します!

詳細はP.7～P.9をご覧ください。

▶ 本保険へのご加入には、
便利で簡単な「Web加入」を
おすすめします



- 締切日以降のお申込も承っておりますが、補償期間開始日が遅れます。
- 2025年4月1日以降にお振込の方は振り込み日翌日からの補償開始となります。
- 4月30日以降にお振込みの場合の保険料につきましては取扱代理店までお問い合わせください。
- 編入生などで、卒業までの期間(保険期間)がパンフレットの保険金額、保険料表に記載のない学生は取扱代理店までお問い合わせください。

お申込締切日 **2025年 3月31日(月)**

大阪大学

学生生活をのびのびと安心してすごすために、さまざまな

学生教育研究災害傷害保険 (学研災)

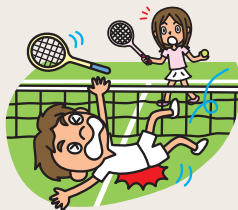
詳細はP4～5

正課中の
事故でのケガ



通学中のケガ

(治療日数4日以上となった)
場合にお支払いします。)



通学中等傷害危険担保特約
(略称「通学特約」)をつけた
場合に限りします。

クラブ活動中のケガ

(治療日数14日以上となった)
場合にお支払いします。)

任意加入 学研災付帯賠償責任保険 (学研賠)

詳細はP6



正課で化学の実験中、
間違えて薬品を混ぜ、
爆発事故を起こしてしまい、
クラスメイトに火傷を
負わせてしまった

		死亡・後遺障害(ケガ)	治療費用(ケガ)	治療費用(病気)	賠償
学研災	正課等 (教育研究活動中のみ)	●	● (*1)	×	×
	日常生活全般	×	×	×	×
学研賠	正課等 (教育研究活動中のみ)	×	×	×	●
	日常生活全般	×	×	×	×
付帯学総	正課等 (教育研究活動中のみ)	×	● (*2)	● (*2)	●
	日常生活全般	●	● (*2)	● (*2)	●

(*1) 治療日数に応じて定額をお支払いします。 (*2) 治療実費をお支払いします。

学研災で安心です！

保険金お支払い例

調理実習中に包丁で
左手の小指を切った。



保険金お支払額

15,000円

正課中・学校行事中に
台に乗ろうとして転倒。
半月板を損傷した。



保険金お支払額

110,000円



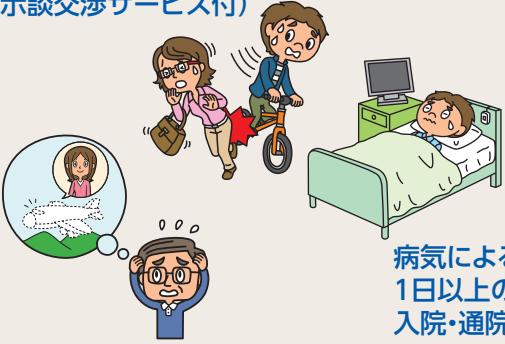
リスクに備える、傷害保険、賠償責任保険をおすすめします！

任意加入

学研災付帯学生生活総合保険 (付帯学総)

詳細はP7～9

正課・学校行事・課外活動中を含む
日常生活での賠償責任
(示談交渉サービス付)



病気で3日以上入院したとき、
搭乗中の飛行機が遭難したときに
保護者が駆けつけた

病気による
1日以上
入院・通院

レジャー中のケガ



臨床実習中の
事故による接触感染等や、
臨床実習開始後の院内感染時の予防
臨床実習のある学部のみ

扶養者が事故で
亡くなった



扶養者が事故や
病気で亡くなり授業料
が払えなくなった

生活用品・
身の回り品が
損害を受けた



お部屋を借りる際の『借家人
賠償保険』の加入証明になり
ます。

水漏れやぼやで天井や
床に損害を与えた

学資費用(ケガ)

学資費用(病気)

育英費用(ケガ)

借家人賠償責任

生活用動産

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

● (*3)

● (*3)

● (*3)

● (*3)

● (*3)

● (*3)

● (*3)

● (*3)

● (*3)

● (*3)

(*3)プランにより異なります。

イラスト:©東京海上日動

付帯学総で、さらに安心です！

保険金お支払い例

自転車で走行中、
車と衝突し、
相手の車をへこませた。



保険金お支払額

117,750円

空き巣に入られ
生活用動産を盗まれた。



保険金お支払額

500,000円

風邪で通院した。



保険金お支払額

6,590円

1日の通院でも
治療費用が
受け取れます



※P1、2記載の保険金お支払い例は当社が作成したものであり、過去に実際に起こったものではありません。

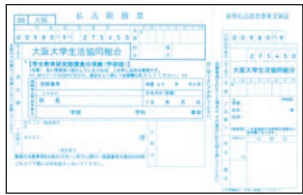
ご加入方法

「学研災」基本の補償

- 1 この帳票をお使いください。

- 2 在学期間に合った保険料をお支払いください。
保険料をご確認のうえ、記入例に従い、同封の「払込取扱票」に必要事項をご記入ください。
- 3 ゆうちょ銀行または郵便局から保険料を払い込んでください。(払込手続きをもってお申込みは完了します。なお払込手数料は払込人負担となります。)

「学研賠」最低限の損害賠償責任補償(任意加入)

- 1 この帳票をお使いください。

- 2 在学期間に合った保険料をお支払いください。
保険料をご確認のうえ、記入例に従い、同封の「払込取扱票」に必要事項をご記入ください。
- 3 ゆうちょ銀行または郵便局から保険料を払い込んでください。(払込手続きをもってお申込みは完了します。なお払込手数料は払込人負担となります。)

「付帯学総」学研災とセットで学生生活をフルサポート(任意加入)

以下①もしくは②のご加入方法にてお申し込みください。

ご加入方法①

PCやスマホからWebお申し込み

※Webからの加入手続きにはメールアドレスが必要です

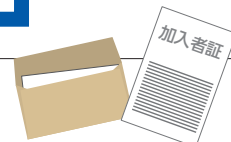
- 1 Web加入サイト「サイちゃんWeb」へアクセスしてください
アクセス簡単!  or <https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0029203>
スマートフォンでQRコードを読み取る
※サイト利用時間：8:00～22:00

- 2 画面に沿って必要事項を入力
注意事項
■「学研災への加入」について
大阪大学に入学するすべての学生は、入学手続き時に必ず学研災に加入しています。「加入済み・予定」に✓を入れたまま手続きを進めてください。
■加入タイプについて
9ページを見て加入するタイプを選択してください。
■個人情報の入力について
■学生情報
保険の対象となる**大阪大学生本人**についてご入力ください。
■加入者情報
保険料を支払う方の情報をご入力ください。(保護者等。学生本人の場合は「学生に同じ」に✓)
■扶養者情報
扶養者(保護者など)の情報をご入力ください。学生が被扶養者でない場合は、学生本人となります。
必ず最後に「お申し込み完了」画面を確認して終了してください

- 3 コンビニで保険料を支払う
2で選択したコンビニで、指定金額をお支払いください。 ※別途システム手数料がかかります。



- 4 加入者証は、東京海上日動より、保護者の方宛てにお届けします。
なお補償は、加入者証到着以前でも補償開始日より開始しております。
(加入者証の発送予定は補償開始日より2ヶ月後です。4月1日補償開始日の場合、6月中旬を目処に加入者証をお送りします。)



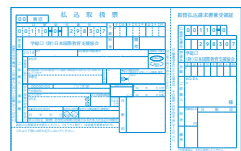
ご加入方法②

郵便局またはゆうちょ銀行でお申し込み

- 1 9ページより、ご希望のプランをお選びください。(A・B・C・D・E・F)
卒業までの一括払いです。



- 2 保険料をご確認の上、記入例に従い、同封の「払込取扱票」に必要事項をご記入ください。
払込取扱票=申込書(別途申込書提出はございません)



- 3 ゆうちょ銀行または郵便局から保険料をお振り込みください。(ATMからもお振り込みが可能です。)
振り込み手続きをもってお申込みは完了します。なお、振込手数料は支払人負担となります。



学生教育研究災害傷害保険(学研災)の補償の詳細

キャンパス内や通学時のケガに備える基本補償です。

補償の対象となる事故の範囲

日本国内外において、**次の教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故**によって身体に被る**傷害**に対して保険金をお支払いします。

1 正課中

正課を受けている間



講義、実験、実習、演習又は実技による授業を受けている間 (通信生の場合は面接授業を受けている間) をいい、次に掲げる間を含みます。

- ①指導教員の指示に基づき、卒業論文研究又は学位論文研究に従事している間。ただし、専ら被保険者の私生活に係る場所においてこれらに従事している間を除きます。
- ②指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間、又は、授業を行う場所、大学の図書館、資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間。

2 学校行事中

学校行事に参加している間



大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての**各種学校行事に参加している間**。

3 キャンパス内にいる間

①、②、④以外で
学校施設内にいる間



大学が教育活動のために所有、使用又は管理している**学校施設内にいる間**。ただし、寄宿舎にいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

4 課外活動(クラブ活動)中

学校施設内外での課外活動
(クラブ活動)を行っている間



大学の規則にのっとった所定の手続きにより、**大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動又は体育活動**を行っている間。ただし、学校施設外で山岳登山やハンググライダーなどの危険なスポーツを行っている間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

通学中・学校施設等相互間移動中の補償(*)

(*) 通学中等傷害危険担保特約(略称「通学特約」)をつけた場合に限りです。

5 通学中



大学の授業等、学校行事又は課外活動(クラブ活動)への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法(大学が禁じた方法を除きます。)により、**住居(注1)と学校施設等(注2)(大学の敷地に入るまで)との間を往復する間**。

(注1) 社会人入試(*)を経て大学に入学した学生が大学に通う場合は、勤務先を含みます。

(※)「社会人入試」とは…一般の入学志願者と異なる方法により判定する入試方法のうち、社会人特別選抜入試等の社会人を対象とする入試をいいます。

(注2)「学校施設等」とは…大学が教育活動のために所有、使用又は管理している施設の他、授業等、学校行事又は課外活動(クラブ活動)の行われる場所をいいます。

6 学校施設等相互間の移動中

大学の授業等、学校行事又は課外活動(クラブ活動)への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法(大学が禁じた方法を除きます。)により、大学が教育活動のために所有、使用又は管理している施設の他、**授業等、学校行事又は課外活動(クラブ活動)の行われる場所の相互間を移動している間**。

7 臨床実習中

接触感染による
感染症予防措置を受けた場合

臨床実習中の事故の補償(*)

(*) 接触感染予防保険金支払特約(略称「接触感染特約」)をつけた場合に限りです。

学研災 保険金額

(1) 死亡保険金(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合)

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	2,000万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動(クラブ活動)中」 「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	1,000万円

(2) 後遺障害保険金^(注1)(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合)

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	程度に応じて 120万円～3,000万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動(クラブ活動)中」 「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	程度に応じて 60万円～1,500万円

(注1)
死亡保険金と後遺障害保険金とを重ねて支払うべき場合には死亡保険金をお支払いします。

(3) 医療保険金(医師の治療を受けた場合)及び入院加算金

事故発生時の活動の種別			治療日数 ^(注2)	医療保険金
(治療日数1日から対象) 正課中・学校行事中	(対象外)	(対象外)	1日～3日	3,000円
	(治療日数4日以上が対象) 課外活動(クラブ活動)を行っている間以外で学校施設内にいる間・通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中	(治療日数14日以上が対象) 学校施設内外を問わず、課外活動(クラブ活動)を行っている間	4日～6日	6,000円
			7日～13日	15,000円
			14日～29日	30,000円
			30日～59日	50,000円
			60日～89日	80,000円
			90日～119日	110,000円
			120日～149日	140,000円
			150日～179日	170,000円
			180日～269日	200,000円
			270日～	300,000円



入院した場合

入院加算金^(注3) (180日限度)

入院1日につき
4,000円

(いずれの活動種別においても入院1日目から支払われます。)

(注2) 実際に入院又は通院した日数をいいます。傷害を被り治療を開始した日から「医師が必要であると認めた治療が完了した日」の間の実治療日数であり、治療期間の全日数が対象になるのではないことにご注意ください。

(注3) 入院加算金は医療保険金の支払有無に関係なく入院1日目から支払われます。

注意事項

- 上記の保険金は、学研災付帯学生生活総合保険、外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険、学研災付帯海外留学保険、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。
- 保険金は上記金額に限定されているので、2口以上の加入はできません。
- 同日に複数の病院へ通院した場合でも治療日数は1日となります。1日のうちに2つの病院へ通院しても、治療日数は2日とはなりませんのでご注意ください。

(4) 接触感染予防保険金^(注4)

補償範囲	支払保険金
臨床実習中	1事故につき15,000円(定額払)

(注4) 臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触(接触のおそれのある場合を含みます)し、かつ、その原因となる事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合が対象です。

学研災 保険期間

- ・4月入学生 4月1日午前0時から所定の卒業年次の3月31日午後12時まで
- ・9月入学生 9月1日午前0時から所定の卒業年次の8月31日午後12時まで
- ・10月入学生 10月1日午前0時から所定の卒業年次の9月30日午後12時まで

※保険始期の前日までに学生が保険料を支払わなかった場合、保険期間は保険料を支払った日の翌日午前0時から各終期までとなります。

学研災 保険料表

大阪大学では学生全員が通学中等傷害危険担保特約付きの学研災に加入します。
通学中等傷害危険担保特約保険料を加算した学研災保険料と保険期間は次のとおりです。
下の表にある金額以外の振り込みは受付できません。

保 険 料	学 部	文学部／人間科学部／外国語学部／法学部／経済学部／理学部 医学部保健学科／薬学部薬科学科／工学部／基礎工学部
	期 間	
	6年間	4,700円
	4年間	3,300円

※医学部及び薬学部については学科により保険料が異なりますので、よく確認してください。

学研災付帯賠償責任保険(学研賠)の補償の詳細

学研災付帯賠償責任保険(学研賠)

示談交渉サービス無し

国内外において、学生が正課、学校行事、課外活動(*)およびその往復により他人にケガを負わせた場合、他人の財物を損壊した場合等において、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

(*) この保険での「課外活動」とは、大学の規則にのっとった所定の手続きにより、インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動のことをいいます。**これ以外のクラブ活動中の事故は保険金お支払いの対象になりません。**ただし、正課または学校行事にあわせてその日のクラブ活動に参加する場合は、その住居と活動場所となる施設の間を合理的な経路および方法により移動中に行った行為は対象となる活動に含まれます。

補償の対象となる事故の範囲

例えば次のようなケースで被保険者に**法律上の損害賠償責任が生じた場合**に対象となります

1 正課中



正課で化学の実験中、間違えて薬品を混ぜ、爆発事故を起こしてしまい、クラスメイトに火傷を負わせてしまった。

正課でのインターンシップ活動中、派遣先の機械を誤って壊してしまった。

(注) コンピュータ内のデータ、ソフトウェア、プログラム等の損壊による損害は付帯賠償の対象とはなりません。

2 学校行事中



学園祭で、焼鳥屋の模擬店を出店したが食中毒事故を起こしてしまい、5人が入院してしまった。

3 通学中



授業を受けるために自転車で通学中、自転車のハンドルが歩行者の鞆に引っかかり、歩行者が転倒。歩行者にケガを負わせてしまった。

学研賠 保険期間

- ・4月入学生 4月1日午前0時から所定の卒業年次の3月31日午後12時まで
- ・9月入学生 9月1日午前0時から所定の卒業年次の8月31日午後12時まで
- ・10月入学生 10月1日午前0時から所定の卒業年次の9月30日午後12時まで

※保険始期の前日までに学生が保険料を支払わなかった場合、保険期間は保険料を支払った日の翌日午前0時から各終期までとなります。

学研賠 保険料表

保 険 料	加入年数	保険料(Aコース)
	6年間	2,040円
	4年間	1,360円

【注意】大阪大学の加入コースは**Aコースのみ**です。B、Cコースには加入できません。

また、**学研賠は、先に学生教育研究災害傷害保険(学研災)に加入していなければ、申し込みが無効となります。**必ず、学研災に加入していることを確認したうえで学研賠の保険料を払い込んでください。

※保険料は、在籍課程の最終学年次まで一括して支払うことができます。博士前期課程在籍時に博士後期課程分を合算して支払うといったことはできません。

ケガ・病気、事故での賠償責任等に幅広く24時間

学研災付帯学生生活総合保険の補償(付帯学総)の詳細

正課中を含む
24時間補償

付帯学総は総合的に学生生活をサポートします。

教育研究活動中のみならず学生生活を送るうえで直面するさまざまな危険を総合的に補償する制度です。卒業予定時までの長期契約です。一度のお手続きで卒業までご安心いただけます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、＜補償の概要等＞をご確認ください。

1 学資費用保険金 :ケガ 充実プラン(A・Dタイプ)、基本プラン(B・Eタイプ) :病気 充実プラン(A・Dタイプ)

(日本国内・海外とも補償)

扶養者に万一のことがあったとき。

あらかじめ扶養者を指定していただきます。

■学資費用保険金(ケガ)

扶養者が、交通事故等の**ケガ**により死亡、または重度の後遺障害を被った場合に補償します。お支払対象期間中に実際に負担した授業料等の学資費用をお支払いします(ただし、支払年度ごとに保険金額が限度です。)

■学資費用保険金(病気)

扶養者が、**病気**により死亡した場合に補償します。お支払対象期間中に実際に負担した授業料等の学資費用をお支払いします(ただし、支払年度ごとに保険金額が限度です。)



「学資費用」とは・・・

学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる授業料、教科書代、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等および教材費(制服代を含む)をいいます。



2 育英費用保険金 :充実プラン(A・Dタイプ)、基本プラン(B・Eタイプ)

(日本国内・海外とも補償)

扶養者に万一のことがあったとき。

あらかじめ扶養者を指定していただきます。

■育英費用保険金(ケガ)

扶養者が、交通事故等の**ケガ**により死亡、または重度の後遺障害を被った場合に育英費用保険金をお支払いします(病気による死亡や重度後遺障害は対象外です。)



「育英費用」とは・・・

当面の生活費や教育資金等、学生生活を維持するための費用をいいます。



学資費用保険金・育英費用保険金のお支払例

学資費用保険金では、実際に負担した学資費用を、育英費用保険金では一括して育英費用保険金額の全額をお支払いします。(但し学業費用支払対象期間内)

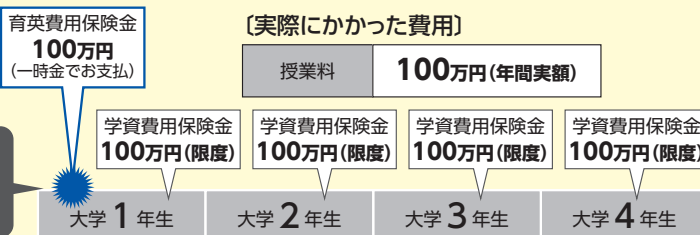
プランA・Dにご加入の場合

保険期間	4年間
学業費用支払対象期間	扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間
学資費用保険金額	1年につき100万円
育英費用保険金額	一時金 100万円



学資費用保険金は1回だけでなく、毎年支払われます!

扶養者が
事故で死亡



3 治療費用保険金(*1)(*2) :全タイプ共通

(国内のみ補償)

学生本人が、ケガ・病気をしたとき。

(1日目の通院、入院から補償)

細菌性食中毒や熱中症も補償します



ケガ

サッカーの練習試合中にパスをするために踏み込んだところ、膝蓋骨を骨折した。
お支払保険金金額例
102,000円



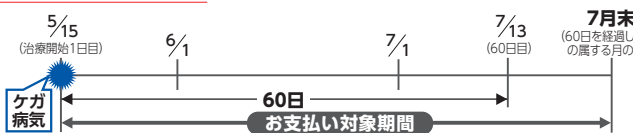
病気

風邪で通院した。
お支払保険金金額例
3,000円

学生本人が**ケガ**または**病気**にかかり国内で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分(*3)を保険金としてお支払いします。(歯科疾病治療のための通院、精神障害による入院、痔核・裂肛等による入院は除きます。)

また調剤薬局での薬代金も保険金お支払いの対象となります。

(*1) 治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。



(*2) 保険期間の開始時前に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。(ただし、保険期間の開始日より2年(保険期間が1年以下の場合は「1年」)を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。)

(*3) 自己負担分の詳細については、＜補償の概要等＞をご参照ください。

医療機関の窓口で
自己負担した費用を補償

率	負担金	負
割合	円	担
3	4,380	4,
額	消費税込	額

備える上乗せ補償です。

団体割引 30% 適用

P7、P8掲載のお支払保険金
金額例は当社が作成した事故
例であり、過去に発生したも
のではありません。

4 個人賠償責任保険金(学生本人のみ補償) :全タイプ共通

(日本国内・海外とも補償)

学生本人が日常生活上の 賠償事故を起こしたとき。

自転車事故の高額
賠償も補償します

示談交渉サービス
が付帯されています



自転車で走行中、
他人にぶつかり
大ケガを負わせた。

お支払保険金金額例
5,798,000円

大阪府・兵庫県自転車条例に
も対応しています。

！大阪府・兵庫県では、自転車利用
者は賠償責任保険への加入が義
務化となりました。

学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、国内で他人から借りたものや預かったもの(受託品)^(※1)を国内外で壊したり盗まれてしまったときなど、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります(ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外となります)。個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

(※1) 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。

※自動車およびバイク(原動機付自転車を含む)での事故は補償対象外となります。

5 救援者費用等保険金 :全タイプ共通

(日本国内・海外とも補償)

学生本人が長期入院を余儀なくされ、 実家から保護者が看病にきたとき。



搭乗している
航空機が遭難した。

学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、捜索救助費用や交通費、宿泊料等をお支払いします。また、学生本人が死亡した場合には、事故発生地や収容地から自宅までの遺体輸送費用をお支払いします。

6 死亡・後遺障害保険金 :全タイプ共通

(日本国内・海外とも補償)

学生本人に 万一のときがあったとき。



歩いていて足をすべらせ転倒し、
背骨を骨折。
脊柱に変形が残った。

お支払保険金金額例 **120,000円**

国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来のケガで死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。

(ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動(クラブ活動)中、学校施設内(寄宿舎を除く)の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。)

7 感染予防費用保険金 :全タイプ共通

(日本国内・海外とも補償)

実習中、誤って自分の指に注射針を刺してしまったとき。

国内外で臨床実習中の事故における感染症に係る接触感染等(針指しに限らない)や臨床実習開始後の院内感染時に予防措置のため負担した費用をお支払いします。なお、公的医療保険制度の給付の対象となる費用を除きます。

※感染症の治療費は対象外です。「3.治療費用保険金」の対象となります。



8 天災危険補償

(日本国内・海外とも補償)

国内外での地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガについて、保険金をお支払いします。

(ただし、ご加入タイプにセットされている以下項目に限りです。)

《対象となる項目》 学資費用保険金(ケガ) / 育英費用保険金(ケガ) / 治療費用保険金(ケガ) / 死亡・後遺障害保険金

一人暮らし学生向け

9 借家人賠償責任保険金 (国内のみ補償)

ぼやを出し、 天井や壁に損傷を 与えたとき。



洗濯機の管が
挿入不足で水が漏れ、
1、2階まで漏水した。
お支払保険金金額例
140,000円

国内で学生本人が火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。なお借家人賠償責任については、東京海上日動で示談交渉を行います。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に同居している場合はご加入できません。

10 生活用動産保険金 (国内のみ補償)

空き巣が入り、 家財が盗難に あったとき。



室内に侵入・
放火され、
全焼した。
お支払保険金金額例
311,000円

国内で学生本人が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額) 5,000円

※建物外に持ち出している間も補償されます。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に同居している場合はご加入できません。

一人暮らしの
学生も安心!

さらに!

充実の
アシスタンスサービス
メディカルアシスト

常駐医師が、24時間365日^{*1}学生をサポート! 専用フリーダイヤル **0120-708-110**

※正確なお客さま対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

※ご加入者および保険の対象となる方と、そのご親族(以下「サービス提供対象者」といいます。)からの直接の相談に限り、(親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

転院・患者移送手配^{*2}

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続等、一連の手配の一切を承ります。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

^{*1} 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。 ^{*2} 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

このサービスは、保険会社の提携先を通じてご提供いたします。このサービスメニューは、変更・中止となる場合があります。サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

本保険の特長

- **団体割引30%**が適用され、保険料が割安
 - ☑ 保険料は**年間8,575円**(1日あたり**23円**)から(Cタイプに6年間加入の場合)
 - ☑ 全国の多くの学生が加入している制度で、スケールメリットにより充実の補償を割安な保険料でご加入いただける制度です。
- **病気(風邪・花粉症等)も1日目から自己負担分を補償** **調剤薬局の薬代も補償します**
- インターンシップやアルバイト中を含む**日常生活全般の賠償事故を補償**
- 一人暮らしの学生も安心の医療相談等のサービスを自動セット(メディカルアシスト^(※1))

(※1) サービス内容の詳細はP.8をご覧ください。

保険金額・保険料表

一括払い		自 宅 生 用			一人暮らし学生用		
		一人暮らしの学生の方でも自宅生用タイプにご加入頂くことは可能です					
ご加入タイプ		充実プラン A オススメ	基本プラン B	エコノミープラン C	充実プラン D オススメ	基本プラン E	エコノミープラン F
お支払い保険料 (一時払)	6年間分 卒業予定年次 2031年3月卒業予定者	129,110円 (1年あたり:21,518円)	64,190円 (1年あたり:10,698円)	51,450円 (1年あたり:8,575円)	142,510円 (1年あたり:23,752円)	77,590円 (1年あたり:12,932円)	64,850円 (1年あたり:10,808円)
	5年間分	101,940円	55,380円	45,740円	113,850円	67,290円	57,650円
	4年間分	74,700円	43,920円	37,170円	84,370円	53,590円	46,840円
	3年間分	50,790円	32,900円	28,590円	58,240円	40,350円	36,040円
	2年間分	30,610円	22,390円	20,010円	35,820円	27,600円	25,220円
	1年間分	14,540円	12,400円	11,430円	17,520円	15,380円	14,410円
保 険 金 額	① 学資費用 ケガ	100万円 ＜学業費用支払期間(注2)＞	100万円 ＜学業費用支払期間(注2)＞	×	100万円 ＜学業費用支払期間(注2)＞	100万円 ＜学業費用支払期間(注2)＞	×
	① 学資費用 病気	100万円 ＜学業費用支払期間(注2)＞	×	×	100万円 ＜学業費用支払期間(注2)＞	×	×
	② 育英費用 ケガ	100万円	100万円	×	100万円	100万円	×
	③ 入院・通院 ケガ・病気 (一日目から) 細菌性食中毒と熱中症も補償します	医療機関の窓口で 自己負担した費用 を補償(※)			医療機関の窓口で 自己負担した費用 を補償(※)		
	④ 個人賠償責任	1事故 国内: 3億円 国外: 1億円 (免責金額(自己負担額)0円) 〔情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度〕			1事故 国内: 3億円 国外: 1億円 (免責金額(自己負担額)0円) 〔情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度〕		
	⑤ 救済者費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	⑥ 死亡・後遺障害 ケガ (注3) 細菌性食中毒も補償します	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	⑦ 感染予防費用保険金	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円
	⑧ 天災危険補償	○ 地震・噴火・津波による ケガ も補償			○ 地震・噴火・津波による ケガ も補償		
	⑨ 借家人賠償責任(注4)	×	×	×	500万円 (免責金額(自己負担額)0円)	500万円 (免責金額(自己負担額)0円)	500万円 (免責金額(自己負担額)0円)
	⑩ 生活用動産(注4)	×	×	×	80万円 (免責金額(自己負担額)5,000円)	80万円 (免責金額(自己負担額)5,000円)	80万円 (免責金額(自己負担額)5,000円)

(注1) 独立生計の学生はご加入できません。CまたはFタイプをお選びください。

(注2) 学業費用支払期間(保険責任の開始日から学業費用(学資費用)の支払対象期間の終了日までの期間)はそれぞれ卒業予定年次までの期間です。

(注3) 教育研究活動中の事故は本保険では補償対象とならず、学研での補償対象となります。

(注4) 一人暮らしの学生の方でも自宅生用タイプ(A・B・C)にご加入頂くことは可能です。

(※) 支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

上記保険料は、全国での被保険者(保険の対象となる方)数が10,000人以上の場合の割引率30%が適用されています。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種別別に該当する方(継続的に職業に従事していない学生等)用です。

以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種別別にBとなりご加入いただくことができません。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。)

「自動車運転者」「建設作業員」「農林業作業員」「漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上6職種)

■ 保険期間 [卒業予定年次に応じて]	▶ 6年間	2025年4月1日	午前0時～2031年4月1日	午後4時まで
	▶ 5年間	2025年4月1日	午前0時～2030年4月1日	午後4時まで
	▶ 4年間	2025年4月1日	午前0時～2029年4月1日	午後4時まで
	▶ 3年間	2025年4月1日	午前0時～2028年4月1日	午後4時まで
	▶ 2年間	2025年4月1日	午前0時～2027年4月1日	午後4時まで
	▶ 1年間	2025年4月1日	午前0時～2026年4月1日	午後4時まで

こんな時の Q & A

おケガに関して

Q1 クラブ活動中の事故はどのように補償されますか？

A1 【学研災】 治療日数14日以上となった場合に定額で補償されます。

【付帯学総】 治療1日目から実費で補償します。

Q2 バイクで事故にあった場合も補償されますか？

A2 【学研災】 通学中の事故であれば補償します。(通学中等傷害危険担保特約(略称「通学特約」)をつけた場合に限りです。)

【付帯学総】 24時間365日補償します。(賠償責任保険金は補償の対象外となります。別途自動車保険(バイク保険)にご加入ください。)

Q3 地震によるケガでも補償されますか？

A3 【学研災】 地震・噴火又はこれらによる津波によるおケガは補償できません。

【付帯学総】 天災危険補償特約がセットされておりますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も、傷害保険金、治療費用保険金、育英費用保険金、学資費用保険金は補償されます。

Q4 海外の事故でも補償されますか？

A4 【学研災】 治療日数に応じてお支払いします。国内と同様の条件で補償されます。

【付帯学総】 帰国後に行なった治療であればお支払いの対象となります。(渡航先での治療費用はお支払い対象外となります。)

その他に関して

Q5 賠償責任事故で示談交渉サービスはありますか？

A5 【学研賠】 ありません。

【付帯学総】 あります。(個人賠償責任・国内のみ)

Q6 「学資費用保険金」における「扶養者」の定義は何ですか？

A6 扶養者は原則として被保険者(学生)の親権者であり、かつ被保険者の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、被保険者の生計を主に支えている方(被保険者が経済的に依存していることが条件です。)(保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。)

ご加入にあたってのご注意

●被保険者の範囲

〈学生教育研究災害傷害保険(学研災)〉

(公財)日本国際教育支援協会賛助会員校に在籍する学生に限ります。

〈学研災付帯学生生活総合保険(付帯学総)〉

保険の対象となる方(被保険者)は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります(本学に在籍しないこととなった場合は、原則中途退学の手続きが必要となりますので、取扱代理店までご連絡ください。)

●扶養者の指定

〈学研災付帯学生生活総合保険(付帯学総)〉

扶養者として指定できるのは、原則として、被保険者(この保険の対象となる学生)の親権者であり、かつ被保険者の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、被保険者の生計を主に支えている方とします。(被保険者が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。)

●死亡保険金受取人の指定

〈学生教育研究災害傷害保険(学研災)〉

死亡保険金は法定相続人にお支払いします。

〈学研災付帯学生生活総合保険(付帯学総)〉

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

保険金を請求するときのご注意

〈学生教育研究災害傷害保険(学研災)〉

この保険で対象となる事故が生じた場合には、事故の発生日からその日を含めて30日以内に事故の日時、場所、状況、傷害の程度を本学の窓口に申し出た上で、窓口備付けの事故通知はがき又はFAX、あるいはパソコンや携帯電話を使用した事故通知システムにより、東京海上日動火災保険(株)の学校保険コーナーへご連絡ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

〈学研災付帯学生生活総合保険(付帯学総)〉

ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに学生生活総合保険相談デスク TEL 0120-811-806 までご連絡ください。
IP電話からは03-6629-5258をご利用ください。
- 賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませので、保険の対象となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)*また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
*1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- 個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 - ・保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 - ・相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 - ・保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

その他ご注意いただきたいこと

●育英費用について

本パンフレット記載の育英費用は、育英費用保険金をお支払いした場合には効力を失います(その年度の育英費用分の保険料を返還できない場合があります。)

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、各引受割合につきましては公益財団法人日本国際教育支援協会にご確認ください。
(引受保険会社)東京海上日動火災保険(株) (幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険(株) 損害保険ジャパン(株) 三井住友海上火災保険(株)

このパンフレットは、学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯学生生活総合保険(総合生活保険(こども総合補償))、学研災付帯賠償責任保険の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は(公財)日本国際教育支援協会ホームページ、ご契約者である団体の代表の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。なお加入後は「学生教育研究災害傷害保険のしおり」「学研災付帯賠償責任保険のしおり」「学研災付帯学総(総合生活保険(こども総合補償))補償の概要等」をご確認ください。お申込みになる方と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願いいたします。

*学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険(こども総合補償)のペットネームです。

*この保険は公益財団法人日本国際教育支援協会をご契約者とし、同協会の賛助会員校に在籍する学生を被保険者(保険の対象となる方)とする学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任保険、学研災付帯学生生活総合保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として公益財団法人日本国際教育支援協会が有します。

学生教育研究災害傷害保険(学研災)、学研災付帯賠償責任保険(学研賠)についてのお問い合わせ先

お問い合わせ先	大阪大学生協同組合 新入生センター	TEL 0120-001-959
学研災付帯学生生活総合保険(付帯学総)についてのお問い合わせ先		
お問い合わせ先	学生生活総合保険相談デスク	☎0120-811-806 受付(土日祝日をのぞく9:30~17:00まで) IP電話からは03-6629-5258をご利用ください。
(取扱非幹事代理店)	東京海上日動あんしんコンサルティング(株)	〒104-0033 東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング6F (TEL 03-4332-4010)
(取扱幹事代理店)	(有) 国大協サービス	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町一丁目41番地 神保町SF19階 (TEL 03-5283-0051)

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 担当課:関西法人営業部 大阪公務金融室 〒541-0043 大阪市中央区高麗橋3-5-12 (TEL.06-6203-0518)